信号型式　電光表示板
塗色及び構造　灰色　四角形
視認範囲　一六四度から二一四度まで及び二五度から三〇五度まで
高さ　一　視認範囲が一六四度から二一四度までの電光表示板　地上から構造物の頂部まで四一メートル　平均水面上から九一メートル
二　視認範囲が二五五度から三〇五度までの電光表示板　地上から構造物の頂部まで二六メートル　平均水面上から七六メートル

信号法
南流時には、視認範囲が一六四度から二一四度までの電光表示板（以下「北表示板」という。）において中水道、視認範囲が二五五度から三〇五度までの電光表示板（以下「東表示板」という。）において西水道における潮流の現状を、北流時には、東表示板において中水道における潮流の現状を、次に掲げる流期ごとにそれぞれその下段に掲げる文字、数字及び記号により電光表示板に順次繰返して示す。ただし、転流期は中水道における潮流の現状を示す。

南流期
一　Sの文字
二　○から一三の数字
三　↓または↑の記号

北流期
一　Nの文字
二　○から一三の数字
三　↓または↑の記号

転流予告期
一　SまたはNの文字
二　○から一三の数字
三　↓の記号

転流期
一　×の記号
二　↓又は↑の記号

運用時間　常時

通報型式　削除

記事
一　中水道における潮流の状況は、中渡島西側のものを示す。
二　西水道における潮流の状況は、馬島小浦埼の西側のものを示す。
三　南流とは、安芸灘の方から燧灘の方へ流れる潮流をいう。
四　北流とは、燧灘の方から安芸灘の方へ流れる潮流をいう。
五　転流予告期とは、中水道の転流約一時間前から転流約二〇分前までの間をいう。
六　転流期とは、中水道の転流前及び転流後のそれぞれ約二〇分間をいう。
七　電光表示板に表示する文字、数字及び記号の意味は次のとおりである。

S及びNは流向を示し、Sは南流を、Nは北流を示す。	
数字は、流速をノットの単位で示し、少数一位の値を四捨五入した整数である。	
×は、転流期であることを示す。	
矢印は、流速の傾向を示し、上向きの矢印（↑）は、今後流速が早くなることを、下向きの矢印（↓）は、今後流速が遅くなることを、下線付下向きの矢印（⤓）は、中水道の転流約一時間前から転流までを示す。	

八　電光表示板は、二秒をへだて二秒間点灯する。
九　流速を示すことが不能のときは、流向及び流速の傾向のみを示す。

変更年月日　平成二十四年三月二十六日

名称　来島長瀬ノ鼻潮流信号所

位置
所在地　愛媛県今治市（長瀬ノ鼻）
北緯　三四―〇六―三五
東経　一三三―〇二―〇一

変更した事項
運用時間　削除
標識種別　削除
信号型式　電光表示板
塗色及び構造　灰色　四角形
視認範囲　二四五度から三一三度まで　地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から電光表示板まで四六メートル
高さ　一　視認範囲が三一三度から三三六度まで及び三五度から六五度までの電光表示板　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から電光表示板まで八五メートル
二　視認範囲が六五度から一一五度までの電光表示板　地上から構造物の頂部まで一七メートル　平均水面上から電光表示板まで八七メートル

信号法
南流時には、視認範囲が三一三度から三三六度まで及び三五度から六五度までの電光表示板（以下「西表示板」という。）において中水道、視認範囲が六五度から一一五度までの電光表示板（以下「南表示板」という。）において西水道における潮流の現状を、北流時には、南表示板において中水道における潮流の現状を、次に掲げる流期ごとにそれぞれその下段に掲げる文字、数字及び記号により電光表示板に順次繰返して示す。ただし、転流期は中水道における潮流の現状を示す。

南流期
一　Sの文字
二　○から一三の数字
三　↓または↑の記号

北流期
一　Nの文字
二　○から一三の数字
三　↓または↑の記号

転流予告期
一　SまたはNの文字
二　○から一三の数字
三　↓の記号

転流期
一　SまたはNの文字
二　×の記号
三　↓又は↑の記号

運用時間　常時

記事
一　中水道における潮流の状況は、中渡島西側のものを示す。
二　西水道における潮流の状況は、馬島小浦埼の西側のものを示す。
三　南流とは、安芸灘の方から燧灘の方へ流れる潮流をいう。
四　北流とは、燧灘の方から安芸灘の方へ流れる潮流をいう。
五　転流予告期とは、中水道の転流約一時間前から転流約二〇分前までの間をいう。
六　転流期とは、中水道の転流前及び転流後のそれぞれ約二〇分間をいう。
七　電光表示板に表示する文字、数字及び記号の意味は次のとおりである。

S及びNは流向を示し、Sは南流を、Nは北流を示す。	
数字は、流速をノットの単位で示し、少数一位の値を四捨五入した整数である。	
×は、転流期であることを示す。	
矢印は、流速の傾向を示し、上向きの矢印（↑）は、今後流速が早くなることを、下向きの矢印（↓）は、今後流速が遅くなることを、下線付下向きの矢印（⤓）は、中水道の転流約一時間前から転流までを示す。	

八　電光表示板は、二秒をへだて二秒間点灯する。
九　流速を示すことが不能のときは、流向及び流速の傾向のみを示す。

変更年月日　平成二十四年三月二十六日

名称　津島潮流信号所

位置
所在地　愛媛県今治市（津島）
北緯　三四―〇九―〇三
東経　一三二―五九―二九

変更した事項
運用時間　削除
標識種別　削除
信号型式　電光表示板
塗色及び構造　灰色　四角形
視認範囲　六五度から一一五度まで及び三三六度から二六度まで
高さ　一　視認範囲が六五度から一一五度までの電光表示板　地上から構造物の頂部まで一七メートル　平均水面上から電光表示板まで八七メートル
二　視認範囲が三三六度から二六度までの電光表示板　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から電光表示板まで八五メートル

信号法
南流時には、視認範囲が六五度から一一五度までの電光表示板（以下「東表示板」という。）において中水道、視認範囲が三三六度から二六度までの電光表示板（以下「西表示板」という。）において西水道における潮流の現状を、北流時には、西表示板において中水道における潮流の現状を、次に掲げる流期ごとにそれぞれその下段に掲げる文字、数字及び記号により電光表示板に順次繰返して示す。ただし、転流期は中水道における潮流の現状を示す。